

鮫島博一氏（元統幕議長）

1997年6月6日 水交会

A：最初に恐縮でございますけれども、先生のご経歴から、お尋ねしたいと存じます。海軍兵学校のご出身でいらっしゃって、第何期でいらっしゃいますか？

B：66期でございます。

A：自衛隊にご入隊は警察予備隊の時から、ご入隊でいらっしゃいますか？

B：海上警備隊に昭和27年5月入隊しました。

A：その後保安庁を経て防衛庁へとすることですね。海上幕僚長は昭和何年から？

B：48年12月1日から、51年3月15日までです。

A：引き続き51年の3月から統幕議長ですか？

B：そうです。3月16日付です。

A：ご退官は？

B：52年10月20日です。大体1年7ヶ月ですね。

A：先生の後任が、栗栖先生ですね。前任者は白川元春先生、白川さんは空ですね？

B：そうです。

A：私どもが関心を持っておりますのは、1970年代以降と言うことなんですが、昭和48年と言うことは、1973年ですね、1973年から76年まで海幕長でいらして、76年から77年の10月までが統幕議長と言うこととして、お手紙にも申し上げましたが、73年12月海上幕僚長になられる前までは、やっぱり海幕にいらっしゃいましたか？あるいは…

B：海幕長の前の配置は航空集団司令官でした。航空集団司令部は、現在、厚木航空基地にありますが、その当時は下総航空基地がありました。

A：それ以前にですね、海幕にご勤務はいつ頃？

B：航空集団司令官の前の配置は、教育航空集団司令官でした。その前が海幕防衛部長でした。海幕防衛部長が昭和44年7月から46年1月まででした。

A：防衛部長は海将補ですか？

B：海将補です。その前が自衛艦隊幕僚長でした。その前が第3航空群司令で、その前が海幕防衛課長でした。

A：防衛課長は何年でいらっしゃいますか？

B：昭和40年3月から、42年1月まで1年10ヶ月でした。

A：これは一佐でいらっしゃいますか？

B：一佐です。その前が海幕業務班長、その前が海幕防衛班長でした。海幕防衛班長の前は八戸航空隊副長、その前が在米日本大使館防衛駐在官でした。

A：大使館員でいらっしゃいましたか？

B：海上自衛隊からの初代防衛駐在官でした。

A：先生は初代でいらっしゃいますか。昭和何年でござりますか？

B：昭和30年10月から、34年4月まで、3年半でした。

A：この駐在官の時は、もう今のように陸・海・空揃っていたんですか。

B：いえ、揃っていません。一番最初、陸から曲寿郎二等陸佐が昭和29年に二等書記官として赴任しておられました。1年遅れで私が30年に海から行きました。私も二等書記官として赴任しましたが、私の時から防衛駐在官制度ができました。

A：お一人でいらしたわけですか？駐在官は。

B：海の駐在官は一人です。私が行きました30年度には、空からも出したいということでしたが、予算が通っていないので、空幕からの出張という形で、高橋正次一等空佐が私より約1ヶ月遅れて大使館に赴任して来られました。そして、31年4月から空の防衛駐在官として正式に勤務されました。従って陸・海・空の3人の防衛駐在官が揃ったのは31年4月ということになります。

A : 31年から。

B : 31年4月から3人揃いました。陸が29年、海が30年、そして空が31年からということになります。

A : 順番に揃っていったわけですね。

B : そうです。

A : 陸が最初というのはおもしろいですね。私どもでは海が最初かというような感じもいたしますけれども、おつきあいの深さから。

B : いやいや、何と言いましても陸は組織が大きいですし、まず陸からと言います。

A : なるほど。30年と言いますと朝海大使でいらっしゃいますか。

B : 朝海大使の前ですね。

A : ああ、そうですか。

B : 井口大使でした。私が着任した30年10月は井口大使で、井口さんが2、3ヶ月おられて、それから谷大使に代わり、谷さんも1年もおられないで、朝海さんに代わられました。朝海大使には2年以上お仕えしたことになります。

A : 70年代に絞ってお尋ねしたいと存じますけれども、伺いましたら、私今まで存じませんであれでしたが、防衛課長を昭和40年から42年で、それから防衛部長を44年から46年ということでございますですね。46年と言いましたら、西暦で1971年ですが・・・

B : そうですね。

A : ちょうどその頃四次防の話がでて参りますが、先生は四次防の策定には直接タッチしていらっしゃる?

B : はい。各防衛力整備計画にはほとんど全部何らかの形でタッチしました。

A : あ、そうですか。四次防に関して申しますと、防衛部長でいらっしゃる、一次防から三次防と違いまして、中曾根長官の時で、自主防衛ということを強くおっしゃいますね。中曾根さんの自主防衛構想というものについては、制服の方々はどういう風に当時受け取っていましたか。

B : 当然そうあるべきであると思っていました。ただ自主防衛という言葉が悪かったように思います。中曾根さんの前の有田防衛庁長官の時からそういう方針が示されていました。

A : そうです、有田さんです。

B : これは、ニクソンドクトリンとの関連があります。

A : ございます。69年からでございますね。

B : そのニクソンドクトリンで、アメリカは、自国の防衛については自ら努力するものでなければ援助はしないと自助の努力を求め、四次防は策定作業の当初から、自主防衛色の強いものになっていたのです。それを中曾根さんが受けられまして、一層自主防衛色の強いものを志向されました。

中曾根さんは、次期防は四次防と呼ぶのは適当でないということで、「新防衛力整備計画」と呼称することとされました。新防衛力整備計画の目標防衛力は、5年間ではとても整備できないので、中曾根長官は、10年（各5年の2サイクル）で達成することとされ、その10年のうちの最初の5年分を新防衛力整備計画で整備することとされました。

そして、私が防衛部長から転出した後の46年4月、「新防衛力整備計画防衛庁原案」を府議で決定されたうえ公表されました。

A : その10年後の目標というのは、後にでてきます大綱の別表と大体、ああいう水準のものなのですか？

B : いいやもう、あれよりはるかに大きいです。

A : なるほど。

B : 防衛庁原案の公表は、事前に大蔵省、国防会議事務局等との調整が行われなかつたため、すごい反発がありました。そして公表後間もなく46年7月、防衛庁長官が中曾根長官から増原恵吉長官に代わられ、さらに増原長官は、同月起きた全日空機と航空自衛隊機の空中衝突事故の責任をとって、同年8月辞任、西村直巳長官に代わられました。

A : で、西村さんが、当初枠を5千億ほど減らしましてね、4兆8千億かなんかにするんですね。ところが、彼が国連のことを田舎の集会と発言して。

B：それで、ぱっと代わられちゃって。46年12月江崎真澄長官が就任されました。西村さんの時に「新防衛力整備計画」という呼称はやめて、元の四次防の呼称にすることにされました。

A：中曾根原案では5兆なんですね、5兆2千億。で人件費のベースアップを含めると、5兆8千億とかいう数になるんですね。西村案で5千億削り、それに大蔵省の査定が入ってさらに2千億削られますね。ですから最終は、4兆6千億とか、1兆円以上減ったものになっていると思いますね。

B：3次防の倍くらい。

A：そうです。それがほぼ倍くらいになってますね。その件についてですね。中曾根さんが最初に5兆8千億とお出しになったとき、3次防の倍以上なんですよね。2、2倍とか言う数ですが、それは制服の方々からすると、こんな大きな額だとですね、大蔵省もあるし内局の意向もあるし、政治的にどうかなあと言う感じはお持ちになりませんでしたか？

B：それは長官の政治力であると思っていました。全部通るかどうかは別として、長官には張り切ってやっていただきたい、我々制服は理論としては、どこからたたかれても説明できる資料を作り、軍事的な合理性、妥当性の面からは説明できると思っていました。国家財政その他の面から実現出きない可能性はあるけれども、説明はさせてもらえるだろうと思っていました。ところが中曾根さんがすぐ代わられちゃったので、あとは削減一方になつたわけです。

A：その頃ですね、海上自衛隊に関して言うならば、日本は専守防衛で、仮想敵国はないと言ふことになっていますけど、具体的にはやっぱり、ソ連ですか、ソ連海軍ということが念頭にあるわけですか？

B：そうです。

A：後に、先生がご退官になる頃に、ミンスクがやってきましたり、極東のソ連太平洋艦隊が随分増強されますけれども、1970年代初頭の極東ソ連海軍ていうのは、日本としてはかなり意識しないといけない程度の力はあったわけですか？

B：そうですね。

A：そうですか。

B：はい。新しい原子力潜水艦はずっと後になりますけれども、なんたって潜水艦が100隻以上あったわけですから。わが国の海上交通路を脅かす最大のものはソ連の潜水艦でした。その脅威に対処するため、対潜作戦と対機雷作戦の二つの柱を立てて、その作戦能力の整備に努力しました。

A：潜水艦の脅威だというと、ソ連の強襲上陸能力というのはどういうふうにお考えですか？それはないというふうにお考えですか？

B：可能性は、わが国だけだったら十分あります、日米安保体制がありますので、アメリカがいつの時期から関与するかによって、そのあるなしは決まるというふうに考えていました。

後のガイドラインにも関係がありますが、私共が大変問題にしついたのは、日米安保体制がありながら、日米防衛協力について正式の話し合いの場がないということでした。三矢研究というのがありますね、統幕で有事の場合の研究をしたら佐藤総理から怒られました。

A：三矢研究には関係なく？

B：三矢研究には関係しておりません。

三矢研究事件の影響もあり、日米防衛協力の話し合いは昭和51年まで行われませんでした。そこで防衛力整備計画などでは、米国からの協力はわが方で一方的に見積もっていました。この見積の根拠となったのは、長年にわたる共同訓練等を通じ得られた米海軍関係者の所見等を集大成したものでした。一番困ったのは、大蔵省に予算要求するとき、アメリカからはこの程度の協力が得られると思いますと言っても、その根拠を示すべき資料がなかったことです。

昭和50年3月8日、参議院の予算委員会における社会党の上田 哲参議院議員の坂田道太防衛庁長官に対する質問の中で、同議員から「米海軍と海上自衛隊との間にシーレーンの防衛に関する秘密協定があるはずである。それを提示されたい」との要求がありました。

坂田長官はそういう協定はないと思うが、一応調査のうえ回答すると述べられ、防衛庁に帰って来られて、当時海上幕僚長であった私を呼ばれて、そういう協定があるかどうかを尋ねられました。私は、長官がご存じでないそういう協定があるはずはございませんと申し上げましたが、続いて平素から考えていたことを申し上げたいと言って、次のような要望を致しました。

「有事には日米安保体制に基づき米国はどんな支援をしてくれるのか、自衛隊発足以来20年以上経っているのに、今なお何らの協定がないのがむしろおかしいのです。この機会に米国との有事の防衛協力について、正式に話し合う場を作っていただきたい」

この要望を坂田長官及び丸山防衛局長はよく理解していただき、上田議員への同年4月2日の答弁において、坂田長官は、上田議員から質問のあった秘密協定については存在しないと回答されるとともに、シュレジンジャー米国防長官と近く防衛協力問題について話し合いをする旨申し述べられました。上田議員の質問を契機として、坂田長官は、防衛協力小委員会（SDC）の設置に向けて動き出されたのです。

A：シュレジンジャーさんが日本に来られた・・・・

B：そうです。SDCの設置の前に、昭和50年8月シュレジンジャー長官と坂田長官の会談が持たれ、次いでフォード大統領と三木総理との会談が持たれて、昭和51年7月8日の第16回日米安全保障協議委員会において、同委員会の下部機構としてSDCを設置することが決まった訳です。

第16回日米安保協議委員会に、私は統幕議長として出席していましたが、ガイラー太平洋軍司令官が私の所に来て、SDCの設置は米軍としても大変嬉しいことであると言いました。その理由を聞いたところ、議会からの日本に関する質問に対して説明する場合、今まで説明の根拠を示すことができなかった。例えば日本が4次防計画の策定段階で自主防衛色を強く打ち出したとき、議会側では日本の自主防衛という発言を非常に警戒して、日本に自主防衛をやらしていいのかという反対の声が起きましたが、心配する必要ないと答弁してもなかなか納得してもらえなかった。

A：その点についてですね。日本側でもどうなんでしょうか。自主防衛という言葉が、かなりの程度一人歩きし、あたかも日米安保体制とは別に、独自完結の防衛力を持とうとするかのようなイメージが当時あったんじゃないでしょうか。あるいは中曾根さん自身はそういう意向が多少あったんじゃないでしょうか。

B：いや、私はそうは思いません。ただ新聞あたりの書き方の中に、あなたのおっしゃるような格好のものがあったかも知れません。実際はニクソン・ドクトリンを踏まえて、アメリカ側の要請に基づいての自主防衛という考え方だったのです。

A：実際、4次防でも内容を見ましたら、海上自衛隊ならヘリ搭載護衛艦構想が目玉で、先生がご指摘のように対潜とか対機雷であって、アメリカの太平洋艦隊と協力してやる、そういう形での正面装備の充実の仕方ですからね。

B：そうなんですよ。

A：中曾根さんはあのときに、国防の基本方針も変えようとおっしゃるのであります。

B：そうなんです。

A：そこで要するに、自主防衛が主で、日米安保は従であるというような位置づけになさろうとするんですよね。

B：私は、中曾根さんの意向がそこまで進んでいたか承知していませんが、その後防衛計画の大綱を作るとき、海幕の私共が最も強調したのは、先ず、アメリカと話をして欲しいということでした。坂田防衛庁長官はよく了解されたのですが、当時は米国との話し合いの場がなく、白川統幕議長が、ガリガン在日米軍司令官に、防衛計画の概念図により、日本が整備する防衛力の考え方を説明しました。ガリガン司令官は、自分たちは日本の防衛力整備について話し合う権限は与えられていないので、防衛庁からそういう説明を受けたということを本国に伝えるということで終わりになりました。

A：それが海幕長のときですね。

B：そうです。海の防衛は米海軍の協力がなければ成り立たないので、防衛計画の大綱の中に、日米安保体制の重要性について触れて貰わないと困ると主張した訳です。陸上自衛隊あたりはそんなことはないですからね。

A：同じ自衛隊でもスタンスが違う訳ですね。

B：そうなんですよ。しかし前の大綱ではちょこっと触れて貰っただけでした。

新しい大綱では日米安保体制の重要性については勿論、その信頼性の向上を図り有効に機能させて行くための方策に至るまで沢山いれられました。

A：14箇所です（笑い）

航空自衛隊はどういうスタンスなんでしょうか。

B：航空自衛隊は大体海と陸の中間なんですよ。日本の防空という航空自衛隊の任務は、在日米空軍及び米7艦隊の防空力に依存する面もあるだろうけれども、日本本土の空の防衛ぐらいは自主防衛できるようにもっていきたいと考えていると思います。しかし海の防衛は米海軍の協力なしには成り立たないのです。

A：そこで白川先生のお名前が出ましたが、私白川先生にはインタビューしていないんですけども、ものの本などを読んでおりましたら、白川氏が統幕事務局長の頃に言っておられるということで引用されている言葉なんですが、いわゆる久保構想と言いますか、基盤的防衛力構想というのが出て参りますね、それまでの所要防衛力構想による防衛力はとても持てないから、基盤的なものを最小限造ろうと。そのときに白川さんが、とんでもないものが出てきた、これでは部下に戦えとはとても言えないという感想を出しておられて、それから後に、これはご退官になってから、国会でも証人に立たれて、後には大綱のことを「デタントぼけ」だと言っておられるわけですね。

この基盤的防衛力構想という話が出てきたときに、先生はどういうふうに捉えられたでしょうか。海上自衛隊の上層部は、基盤的防衛力構想というのはやっぱり軍事的に見るとナンセンスだというお考えをお持ちでしたでしょうか？

B：基盤的防衛力構想は久保卓也事務次官の脱脅威論を基とし、防衛庁内で激しい議論が交わされました。このとき提起された最も重要な問題点は、主として制服サイドが主張した、脅威を前提としない防衛力の建設はあり得ないとする考え方でした。討議の結果、脱脅威ではなく低脅威対処の防衛力を目標とすることに落ち着いたのですが、この構想には、なお次の二つの基本的な問題点が残っています。その一つは、常備すべき防衛力の目標を、限定的かつ小規模な直接侵略の独立排除におくとともに、情勢に重要な変化が生じ、新たな防衛力の態勢が必要とされるに至ったときには円滑にこれに移行し得るよう配意されたものとするとなっていますが、長期の情勢判断は極めて困難であり、情勢の変化に対応して新たな防衛力の態勢を整備できると期待することは、極めて危険であるということです。ここに防衛力のリスクがあります。坂田防衛庁長官は、このリスクは「政治が負う」と言わされたので、制服としてはそれ以上反対できませんでしたが、このリスクは、結局、日米安保体制に基づく米国の軍事協力に期待しているのであり、米国の負担でこの構想が成り立っていると言っても過言ではありません。私共はこのような捉え方をしていました。しかしながら、大綱の作成に当たって、米国との間で防衛力整備の構想や対米期待について公式の話し合いは行われず、先程お話ししましたように、わずかに在日米軍司令官に結論を説明しただけに終わっております。

第二の問題は、目標防衛力の対象とする、限定的かつ小規模な直接侵略の事態について、それがどういう事態かどこにも示されていないし、また防衛庁として具体的な検討もなされなかつたことあります。各幕僚監部では研究していましたが、研究の結果を考慮されることなく、防衛力の現状は、この構想において目標とするところとほぼ同水準にあると判断される、とされました。久保事務次官がこのような判断をされた根拠は、昭和48年2月、衆議院予算委員会において、増原恵吉防衛庁長官が平和時の防衛力として示した防衛力の数量的メドであったと思いますが、久保次官のこの判断は、海上自衛隊については誤っているということを指摘しました。

久保次官が誤っていると私共が指摘した根拠は、次の2点でした。
第1点は、海上自衛隊の4次防の達成率は、第4次中東戦争がわが国に及ぼした経済不況、特に総需要抑制政策のため、極度に低下し、当初計画に比し、自衛艦17隻、作戦用航空機17機の未達成となっていましたが、昭和50年12月30日の国防会議及び同月31日の閣議において、この未達成はなかったことにされ、4次防そのものが修正されていることがあります。
4次防当初計画の数量が確保されていたとしてもなお問題があるのに、未達成部分を削除したままで、基盤的防衛力の水準にあるとされることは問題であると主張しました。

第2点は、大綱別表に示される海上自衛隊対潜水上艦艇部隊の規模は、基盤的防衛力としても不十分であるということあります。平和時の防衛力論争において、増原防衛庁長官は、護衛艦隊は4～5護衛隊群が必要であると説明されておりますが、防衛庁内では基盤的防衛力の中核として5個護衛隊群が必要と認められていたのです。ところが、昭和51年10月29日の最終国防会議において、大蔵省の反対で4個護衛隊群に抑えられてしまいました。大蔵省の反対の理由は、4次防で4個護衛隊群の整備も未だ達成されていないのに、5個護衛隊群の整備を決めるようなことには反対するという、基盤的防衛力として必要かどうかとは次元の異なるものでした。そして大綱は、4～5年もしたら変わるだろうから、5個護衛隊群のことは4個護衛隊群の整備が完成してからにして貰いたいというものでした。

A：前に伊藤圭一元防衛局長にもお話を伺ったのですが、伊藤先生も5年程度のつもりと思って我々は作ったのに、20年も続いて漸く変わることになってホットしたとおっしゃってましたね。

B：大蔵省側は、5年程度でまた変わらるのだからと言っていました。海幕は基盤的防衛力だから入れて欲しいと言うのですが、大蔵省側はそれは先の方の話だということで、4個護衛隊群になっちゃったということです。

以上、旧防衛計画の大綱、基盤的防衛力構想について、私共の意見、問題として指摘していたところを申し述べました。

次に、日米防衛協力のガイドラインについてお話ししたい。
昭和51年8月に日米防衛協力小委員会の設置が決まり、53年8月ガイドラインができた訳ですが、私はこの間の最初の1年間、この問題に関与しております。

委員会の日本側のメンバーは、外務省北米局長、防衛庁防衛局長及び統幕事務局長の3名になっていました。当時の統幕事務局長は松尾繁空将で、私は松尾事務局長から、小委員会における話し合いの経過について報告を受けておりました。

A：当時内局にいらして、それからお辞めになった宝珠山さんにも、お話を伺ったことがあるんですが、ガイドラインというのは作るということで合意をする、次に共同作戦計画の研究の話になって参りますね、そのときに日本側は、日本有事の事態の研究をやりたいと言い、アメリカ側は、日本単独有事というのは実質上想定できないから、アメリカ側の主要な関心は極東有事の研究であって、どちらの研究を先に進めるかかということで意見が暫く合わなかつたという話が出てくるんですが、先生が統幕議長の頃もそういうやり取りがございましたですか？

B：在職当時話し合いがそこまでいったかどうか、その前の状況だったんですね。私はSDCができたら1年で話し合いはすべてできると期待していましたよ。ところが話し合いは進まないのですよ。話し合いの前提条件の詰めに何回もかかったように思います。当時の状況を松尾さんに聞いておこうと連絡を取りましたが、話を聞く前に今日になってしまいました。

A：51年に3回やっているんですよ。暫く空きまして52年4月に4回目をやっているんです。

B：そうですか、それから後の4回は1年以上後になるんですね。

A：そうです。

B：最初の4回は殆ど実質的な進展はなかったのでは、少なくとも統幕議長においてます間に、日米防衛協力の内容について、こういう話し合いをするという報告は一つもありませんでした。したがって、事務的な協議に時間がかかり、防衛協力の具体的な協議には入らなかったというのが私の印象です。
A：日本有事が先か、極東有事が先か、そういうところまではいっていないと？

B：いっていないと思います。日本有事の研究しか考えていませんでした。
A：それは内局ですか？

B：内局も、外務省も。私も日本有事の防衛協力について何も決まっていないのだから、極東有事よりもまず日本有事の方を先にやって欲しいという考え方でした。勿論極東有事のときの研究、そういうものが必要であることは分かっていましたが、先ず日本有事から始めて貰いたいという考え方でしたね。極東有事から始めると言っても、それは日本有事に至る情勢の推移の問題であって、日米防衛協力の問題を極東有事の際の米国への協力という形から始めるということは、当時アメリカ側も主張しなかったんじゃないかと思いますが、このことは後でお話しされる大賀さんに聞いてください。

A：すみません。話が前後して恐縮ですが、久保さんの久保構想ですね、あれは一番最初、まあ何が一番最初というのも難しいのですが、KB個人論文というのが最初府内に回りますね、あれは先生はご覧になったことがありますか？

B：ええ、あります。

A：あれは幕にも回って来たものなんですか？内局だけではなくて？

B：回って来ませんでした。久保論文は個人的に貰って持っています。この論文について議論はしましたけれども平行線でした。しかし結局大綱を決めるときには、久保さんも脱脅威ではなく低脅威対処まで降りられました。

A：低脅威って言葉は、当時使われていたんですか？これは内局の中で低脅威という言い方をしていましたか？私これ不勉強で、はじめてこの、

B：内局で使っていたかどうかは覚えていませんが、久保さんと私なんかとの議論の中では使っていました。

A：そういう言い方をしてらっしゃったと？

B：少なくとも脱脅威じゃないんだと。脅威を想定しない防衛力整備計画なんてあるわけないだろうということで。結局、久保さんも脱脅威ではなく、小規模限定的な直接侵略の事態という名文句を作られ、低脅威対処の防衛構想に変わられたのです。しかしこの考え方には、それ以上の事態への対処に問題があり、それがリスクとして残ったのです。坂田長官がそういうリスクは「すべて政治が負う」と言わされたので、制服としてはそれ以上の抵抗はできませんでした。もっと抵抗したかったのですが、実は客観情勢が抵抗できない状況だったんです。4次防が達成できなくなった当時の日本の経済状況の下では、低脅威対処まで認められたのなら仕様がない、やむを得ない選択であるということで、新聞記者の方々の質問にもそういう返事をしました。

A：大綱が採択されたときには、久保さんは国防会議事務局長でしたね。次官は丸山次官で、伊藤圭一防衛局長ですね。伊藤さんとこの間お話ししたとき、丸山さんにもお話し伺ったことがあるのですが、私共が非常に面白かったのは、丸山さんはあまり大綱にご関心がないんですね。ご自分の在任中の一番大きなことはガイドラインであって、大綱のような理念遊びというか、そんなものには関心がないんだというようなことをおっしゃる。この間伊藤先生にお目にかかったときには、大綱を決める最後の参事官会議ですね、各幕僚長の意見を求めたら、勿論、制服の方は割りと批判的で、反対。丸山次官も私も実は反対だと言うことをおっしゃって、伊藤防衛局長は、あんたが局長のときに決めたものを、次官で反対に回るのはけしからんじゃないかと、そういうご記憶はありますか？丸山さんは割りとそういうスタンスだったと？

B：丸山さんは確かに、その辺が柔軟で。ただ久保さんが非常に強く主張され、坂田さんがこれを採用されて、これもやむを得ない選択だったんじゃないですか。

A : 丸山さんにとっても?

B : と思いますね。丸山さんのもともとの考え方というのは、我々ともそう違わない。ただ内局において担当者であるということから、正面切って我々みたいに大反対を唱えると言うことはなかったけれども、久保さんの脱脅威論に与する考え方はもっておられなかつたんじやないかと思います。

A : 参事官会議には幕僚長もご出席になる?

B : はいそうです。

A : 統幕議長もお出でになる?

B : そうです。

A : すると、制服から4人お越しになって、

B : そういうことですね。はい。

A : 栗栖さんの時に、幕僚長は行く必要はないとおっしゃっておって、部長でいいとか何とか言って問題になるんですが。

B : そうですか。知らなかつたです。

A : そのころから割りと摩擦があれするんですけど、局長級ではないというのですね、

B : まあそういう行き方もあるんでしょうけどもね。

A : もう一つ、このガイドラインが出来る一番最初の経緯の話ですけれども、上田哲さんの国会質問があったというお話で、坂田大臣がそういう計画があるのかとお尋ねになって、そこですが、上田さんがご指摘になったような秘密協定のようなものは勿論存在しないのだけれども、研究そのものはずっとあるということですよね? 制服間の。

B : 年度の防衛計画や各防衛力整備計画においては、アメリカの協力はこの程度得られるであろうとかそういう我々なりの研究はしていました。

A : 非公式の研究や打診というものは存在していたと。

B : そうです。これはアメリカから認めてもらうものでもないし、アメリカ側に提示したものではないのです。

A : なるほど。制服の方の間では、三矢研究の心理的遺産と言いますか、私今から考えれば、三矢研究そのものの自体ちっとも悪いものじゃないと言いますが、有事について研究している、していないほうが問題なので、するのは当たり前で、してなければ怒られるべきだと思いますけれども、でもあの頃はそれが大変な問題になりますでしょう。結局何か制服だけが叩かれるというような形になって、そういうことにたいする負の遺産と言いますか、有事の研究をやると、いつ叩かれるかも知れないというような感じが、制服の中にはずっと、

B : 統幕ではあったでしょうね。だから統幕はそれから以後鳴りを潜めて、そういう研究はやらなかつたといいますか、何もやることがないという格好になっておった訳です。ご承知のように、統幕の任務の中に統合防衛計画の作成、各幕防衛計画の調整があります。統合防衛計画のなかには、当然短期の年防から長中期の防衛計画まであるわけなんですが、短期の年防だけが長官の承認を得るということで、それ以外の計画は、昭和52年以前は、統幕会議だけの承認で終わりにされていました。これは年防は現在持っている兵力の運用の計画であるので統幕だけで作成できますが、長中期の計画では、防衛力整備の問題、経費の問題が入ってくるので、内局の意見を聞かなければ長官承認を得るような計画は作成できないからでした。

A : 随分時間をいただいて恐縮ですが、もう少しだけお尋ねしたいことはですね、ガイドラインの話し合いが進む過程で、それまではたとえば陸、海、空とございますけれども、海は海で計画というかプランがあって、陸は陸でプランがあって、例えば陸はソ連が北海道にやってくるとすると、北海道の戦車師団がいるとか、しかし海上は必ずしもそうは思っていないとか、航空は航空で別のプランがあるというので、陸、海、空の3自衛隊の間で必ずしも有機的なと言いますか、全体のプランというのがあった訳ではないけれども、アメリカとの話し合いが進むにつれて、日本の3自衛隊の間でも、すり合わせをやらないといけないという、そういう波及効果と言いますか、プラスの効果というのはあったと考えてよろしいでしょうか?

B：前だって同じように3自衛隊の全体のプランがあった訳です。統幕会議の所掌事務の中に統合防衛計画の作成及び各幕僚監部の作成する防衛計画の調整があり、年度及び長中期の防衛計画について話し合いはなされていました。

A：割りと脅威認識というのは共有されている訳ですか？

B：そうです。それが統幕の任務なんですから。陸は陸、空は空、海は海で適当に自分たちの脅威を考えてやっているんじゃなくて、全体の流れというものは統幕で調整して来たんです。

A：なるほど。それともう一つ伺いたいのは、内局と制服の関係ですけれども。これもよく言われるように、シビリアンコントロールが文官統制というふうな、つまり内局による制服の統制というふうに矮小化されて、内局一制服の関係が非常に垂直化のものになって、それがどうなんでしょうか、ガイドラインのような実務的なアメリカとの話し合いをすすめていくとなると、どうしても制服の実績なり、知識、経験というのが要る。それと防衛政策の中で日米の協力が進むに連れて、制服の発言が今までのように抑えられたものではなくて、制服の声が反映される機会が大きくなっていたというふうに考えてもよろしいですか？

B：そうですね、そういう言い方をされるとそうかも知れませんが、実質的にはガイドラインそのものよりも、ガイドラインに基づいての後の研究協議、そちらの方は制服でなければできないわけですね。ガイドラインは日米防衛協力の在り方についての構想を示すもので、内局と制服の共同作業を通じ、それぞれの分担がはっきりしたという感じを持っています。ガイドラインに基づいての後の研究協議、例えば有事における共同作戦計画の研究というようなものは制服が主担当で実施し、その発言が重きをなしています。これまででは、そういうことをやるということがオーソライズされていませんし、統幕の中で考えていたのが、今度は公式に認められるということになりましたから、その点では画期的なことだったと思います。

ガイドラインが日本の防衛政策に果たした重要な役割の一つとして、わが国の防衛力整備計画の作成に資するところ極めて大なるものがあると思っていました。防衛力整備計画は、最も重要な前提条件である有事における米軍との協力の実態を把握できなくては作成できないので、制服としては何とか正式に話し合うことを長い間願っていました。

それまでは、海上幕僚長とか海幕部長等の米国訪問時を通じての討議や米第7艦隊等米海軍部隊との共同訓練を通じて、米海軍との協力の在り方を海幕で想定して、防衛力整備計画を策定していました。しかしこの米海軍の協力の見積もりは、わが方の期待に過ぎなかったので、ガイドラインができて、共同作戦計画、情報交換、補給支援等についての話し合いが正式にできるようになった意義は極めて大きいものがあります。

そのほか今まで海だけであった日米共同訓練が拡大活発化し、また日米物品役務相互協定（A C S A）が締結されるなど大きな役割を果たしております。ただガイドラインの問題点は、研究及び研究の結論に対する前提条件が折角の研究協議に支障を來したおそれが大あります。予算上の措置を義務づけていないこと、集団的自衛権の行使が憲法上許されていないとの憲法解釈などあります。出来たらこののような前提条件は撤廃して欲しいと思っております。

A：今おっしゃったような予算上の措置の義務づけがないとか、集団的自衛権の問題というのは、これは丸山次官あたりが指示されたことですか？この過程で、

B：いやそうじゃありません。私は研究協議をまずさせて貰ってと思っていたんですが、研究協議の前提条件から始められ、なかなか研究協議に入らなかつたように覚えています。

A：なるほど、するとこの指示はごく初期にもう出ているわけですね。防衛協力小委員会が発足して、ガイドラインを作るという話になったときに最初にこういう指示がバックに、

B：そういう指示というか、そういう日本側の考え方が提案され、研究の前提条件となつたわけです。

A：つまりこれは内局のですね？

B：内局と外務省、あるいは大蔵省なんかも。

A：なるほど。

B：したがって、協議は最初遅々として進まなかつたですね。後で条件をつけるのはいいけれども、特に今度のガイドラインの見直しでは、日本有事になる前の状況からということになりますと、すぐに集団的自衛権の問題に関わってくるので、この辺の問題を少しでも検討して欲しいと思っています。

A：それと、リムパックなんですがね、リムパック80、2月ですか、参りますね、始めて。あれは先生ご在任の頃からそういう計画と言いますか、構想はありましたですか？

B：要求はありました。アメリカ側としては、アメリカがハワイでやる訓練にはほかの国も参加する、日本とアメリカだけでやる訳にはいかんので、アメリカがほかの国とやる訓練に日本も参加したらどうかという打診はありました。

A：それはいつ頃からそういう打診があつたんですか？

B：覚えていませんが、私の時代にはそういう打診はあったですね。

A：先生が海幕長時代ですか？

B：海幕長の時代か、あるいは防衛部長の時代ですかね。

A：そうですか。もう随分前から打診はあったと。

B：ええ、あつたけれども、内局に話をしてもだめですよと言われ実現しませんでした。

A：すると80年になって、あの時点で日本が参加できるようになつたということは、その前にガイドラインが出来ているということは大きいですか？

B：大きいと思います。ガイドラインで必要な共同演習や共同訓練を適時実施することが明示され、陸、空自衛隊も共同訓練を始めたので、海がハワイで共同演習に参加することが認められたと思います。

A：ただ海上の場合は、先生ご指摘のように米海軍とずっと長いお付き合いがあって、例えば陸上はこの後に共同訓練をやりますが、海上に関して言えば、ガイドラインが出来たから急にどうこうしたというものではないんですね？

B：リムパックに参加出来るようになったということは、非常に意義が大きいですね。リムパックに参加出来るようになったのは、ガイドラインの効果だと私は思っております。

A：なるほど。統幕議長の件なのでございますが、

B：統幕議長の権限の問題はご承知のとおり、設置法の第25条に統幕会議を置く、第26条に所掌事務が定められております。第27条で統幕会議の構成が定められ、議長並びに陸、海、空幕僚長をもつて組織するとされ、議長が初めて出て来ます。議長は専任とし、自衛官をもつて充てる、議長たる自衛官は自衛官の最上位とするとなっております。次に議長は統幕会議の会務を総理する、議事の運営については長官が定めるとあって、統幕会議議事運営規則というのが昭和29年府訓第7号で定められております。

差し上げた資料の中に問題点として書きましたが、統合運用の中央機構である統幕会議は、有事効率的に機能するようになつていません。これは設置法第10条防衛局所掌の行動の基本、第16条にある防衛局長の長官補佐と設置法第26条統幕会議所掌の出動時の指揮命令の基本について、どちらが優先するのかはっきりしていないことと、自衛隊法第8条に長官の指揮監督は各幕僚長を通じて行うとなつていて、統幕議長と各幕僚長との関係がはっきりしていないことによるものです。

内局は、設置法第10条の防衛局所掌の行動の基本が優先するんだと言っておりますが、部隊運用という軍事専門的なことを内局が最終的にどうこうするよりは、統幕会議の長官に対する補佐とする方が、より現実的であり、また効果的であると議論しております。

これに対し内局からは特に反論はないんですけども、そのように法改正をしてはどうかということに対する対話では、なかなかそのような動きにならないというのが現実なんですね。

それからもう一つ、統幕議長の役割が低すぎるということを書いておりますが、自衛官の最上位と定められていながら、議長がやるのは統幕会議の会務を総理するだけであって、決定権はないんです。

A：すると、議長に決定権がないということは、統幕会議の意志決定はどのように行われるんですか？

B：意志決定は全員の賛成によるとなっています。全員の賛成が得られないときには、長官にそのまま上げるということになっています。

長官に上げると、統幕議長が全部所見をつけることにはなっていないんですよ。

A：所見をつけることができないと。

B：所見をつけるようになっているのは2項目しかないです。後は結局、長官に上げる場合に、内局が全部、長官を補佐し、決めるというのが内局の考え方です。

しかし、統合運用に関する問題は、最終的には統幕議長に長官補佐の決定権を与えるべしというのが制服サイドの意見なんです。

A：この総理するというところの総理するというのはどういうことなんですか？

B：総理するとなっていますが、実際は議事運営規則で全部決まっているのです。総理するという言葉の意味は先生の方がご存じで、（笑）

A：私は法律学者ではないのであれなんですが、この間宮崎弘毅さんという陸幕の、あの方がおっしゃっていましたですね、防衛局長が昔で言えば軍政と軍令を兼任しているようなもので、非常に良くないという風に。防衛2法こそ改正しなければということを盛んにおっしゃってましたけれども、

B：そうですか。

A：今この件に関連してお尋ねしたいのは、栗栖さんが後に統幕議長を認証官にすべきだということをおっしゃるでしょう。この間佐久間さんにお目にかかるときも、佐久間さんもやっぱり認証官がいいとか悪いとか言うのではなくて、自衛官のトップがどのように遇されているかというのではなくて、士氣に関わることだと、認証官にしたっていいんじゃないかとおっしゃる。先生はどういうふうに思われますか？

B：私は認証官がどういうものかあまりよく知らないのですが、どういう権限とどういう機能をもっているものか。

A：いや権限はないでしょう、要するに公務員としてのランクの問題じゃないですか。

B：ランクの問題として自衛官の最高位の者が、例えば検事総長が認証官になっているのに、統幕議長がなっていないのはおかしいとというのなら、やっぱりおかしいということになりますね。

A：隊員の士気に影響があるとか、

B：隊員の士気に影響があるというのなら、そうして欲しいと思いますが、そうしなければならないというのはどうもよく分からぬのですけれどもね。

A：士氣に関わると思われますか、そういうことは？自衛官のトップが、

B：士氣に関わるほどの問題と言えるかどうかよく分かりません。

A：それと今月出た「諸君」でしたか「正論」でしたか、読んでおりましたら、防衛大学校の先生、制服の方なんですが、ご退官になった方が、中曾根さんがこの間大勲位を貰われましたでしょう、勲章の話をしておりましたら統幕議長経験者は勲二等であると。ところが海上保安庁長官は勲一等であって、これはおかしいのではないかと、こういうようなことで。師団長経験者でも勲三等瑞宝章だと。つまり総じて言うならば、もともと勲章というものは、国を守る軍人の名誉を顕彰するために出来たものなのに、戦後自衛官に対する叙勲のレベルが非常に低いのはよろしくないということを言っておられたんですが、そういうことは先生は、

B：私はむしろその勲章の方だと思うんですよ、認証官より、私の感じじゃ。

ちょうど言わされたように、國を守るという仕事に我々は誇りをもち、崇高な任務だと思っているんです。勲章というものはそういう仕事に携わるものに与えるという、もともとの制度はそういうことではないかと思うんです。

統幕議長の認証官よりは、自衛官全般に及ぼす影響は、自衛官の職務が誇りあるものであると国家として認めるということの方が大きいと思います。

私は、統幕議長の勲一等、勲二等の問題よりも、自衛官全般について相応しい叙勲制度にして欲しいと思っています。

A：先生もご叙勲になった？

B：勲二等瑞宝章です。

A：おいくつぐらいのときにご叙勲になるんですか？

B：70歳です。勲一等は宮中に行って天皇陛下から直接もらうことになっていますが、統幕議長とかそういうものには、天皇陛下から直接貰えるような叙勲にして貰ったほうがいいんじゃないかという感じはもっています。

A：先生、失礼でございますが、いまおいくつでいらっしゃいますか？

B：78歳です。

A：すると、白川さんはもう80歳ぐらいにおなりになって、

B：ええと、白河君は私と同期なんですよ。同じ年に、彼は航空士官学校に、私は海軍兵学校には入ったのです。彼が航空自衛隊から先に統幕議長になつたので、私はもうならないと思っていたんですけども。私は4年から入つたので、彼は79歳じゃないですか。

A：そうですか、白川先生はもう何も、

B：もう何もやっていないと思います。

A：お元気でいらっしゃいますか？

B：ええ、元気ですよ。心臓のペースメーカーを入れて最初調子が悪いようでしたが、良くなつたようです。

A：もし先生お差し支えなかったら、ご紹介いただけますか？

B：ええ、紹介しますよ。彼が統幕議長については名言を吐いております。代表権なき取締役会長だと。このことの意味するところは、先程統幕議長の機能、権限の話のところで述べたとおりです。私も昭和63年2月18日、海上自衛隊幹部学校の学生に対する「防衛政策の意志決定の機構について」という講義の中で、「防衛庁設置法第10条から、防衛局は自衛隊の行動に対しても長官に対する最高の補佐責任を有する、との内局の解釈もあるが、防衛庁設置法第26条統幕会議の所掌事務第4項の出動時における自衛隊に対する指揮命令の基本及び統合調整との関係が曖昧のため、有事に混乱を生じさせる恐れが大であるので、統幕会議を、有事における部隊の指揮運用に関する長官の最高の補佐機関と明示する必要がある」と私の考えを述べております。これが私共制服の所見です。

A：ほんとに今日は長時間ありがとうございました。